

# 貯蓄預金

2020年6月19日現在

商品名 (愛称)	貯蓄預金
販売対象	・個人のみ
期間	・期間の定めはありません。
預入	
(1) 預入方法	・随時預入
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。
利息	
(1) 適用金利	・変動金利 ・基準残高(I型は30万円、II型は10万円)未満と、基準残高以上の2段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。
(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3) 計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、金庫所定の手数料がかかる場合があります。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。) ・「I型」は1ヶ月間(毎月1日から月末まで)に5回を超えて払出しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払出しについて、110円(消費税等を含む)の手数料がかかります。
付加できる 特約事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	_____
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務支援部(9時～17時、電話：0120-206-902)にお申し出ください。 <b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務支援部、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考と なる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。但し、預金保険の対象額は、当金庫全店における(決済性預金を除く)預積金合計1,000万円までとその利息となります。 ・キャッシュカードを発行した口座については、ATMで通帳を用いて暗証番号のみでも払戻しできます。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。